

令和8年度福島県外来生物防除事業費補助金募集要領

福島県外来生物防除事業費補助金に係る補助事業者を募集するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

外来生物による生態系、人の生命・財産及び身体等への被害を防止し、生物多様性を保全するため、外来生物の防除を実施する団体の防除活動に対して補助金を交付する。

2 補助対象事業

(1) 実施内容

- ・外来生物（下記（４）に記載の対象種）の駆除に関する活動。
- ・駆除にあたっては、効果的・効率的な駆除方法を検討し、事業計画書等に記載すること。
- ・活動後はホームページやＳＮＳ等により情報発信を行うこととする。
- ・先進地等視察にかかる費用（旅費・宿泊費等）、経費支払い時の銀行の振込手数料は補助対象外とする。

(2) 補助対象者

福島県内に所在する特定外来生物の防除活動を実施するＮＰＯ法人を含む法人、自治会及びボランティア団体等の任意団体

(3) 補助金額

２５万円以内。

なお、申請総額が予算額を上回る場合は、計画的かつ効果的な駆除計画を提示した団体から優先的に採択します。

(4) 補助事業の対象種と募集数

福島県外来種防除対策方針に基づき以下のとおり選定した。

特定外来生物の該当	対象種	募集数
特定外来生物	ウチダザリガニ	合計 ２者程度
	オオハンゴンソウ	
	ツヤハダゴマダラカミキリ	
	サビイロクワカミキリ	

(5) 対象となる経費・補助率

区分	補助対象経費	補助率
諸謝金	講習会・研修会等開催等に対する講師謝金	定額 25万円以内 (1対象種あたり)
旅費	航空機、鉄道、バス等の運賃等に要する経費	
備品費	概ね単価が5万円以上で、防除活動に必要な物品や機器の購入等に要する経費をいう。	
消耗品費	防除活動に必要な資材など、概ね単価が5万円未満の物品であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。	
印刷製本費	報告書の印刷製本等	
通信運搬費	郵便料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。	
借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借等に要する経費をいう。	
賃金等	日々雇用者に対する賃金の支払に要する費用。	
雑役務費	生息状況調査、保険料、手数料等、役務の対価として支払う経費をいう。	
その他	その他必要な経費で知事が承認した経費	

(6) 募集期間

令和8年8月3日(月)～令和8年9月4日(金)

ただし、予算額を超える応募があった場合は、募集期間であっても募集を終了することがある。

3 応募方法

福島県外来生物防除事業費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、次により応募すること。

(1) 提出方法 電子メール、持参又は郵送(期限内必着)

(2) 提出先

メールによる提出 → yasei@pref.fukushima.lg.jp

持参又は郵送 → 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部 自然保護課 外来生物担当

(3) 提出期限 令和8年9月4日(金) 必着

(4) 提出書類

- ア 福島県外来生物防除事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業実施計画書（第2号様式）
- ウ 防除区域がわかる図面
- エ 活動経費計算書（第3号様式）
- オ 団体の収支予算書又はこれに代わる書類
- カ その他知事が必要と認める書類

4 その他注意事項

- (1) 補助金の交付先は、申請書類の記載内容を審査した上で、採択若しくは不採択を決定し、申請団体に通知します。
- (2) 補助金の交付先の決定に当たっては、申請者に交付申請の内容に関する説明を求めることがあります。
- (3) 補助対象となる経費は、交付決定日以降に支出した経費に限ります。
- (4) 採択後は、令和9年1月29日（金）までに実績報告書を提出することとなりますので、令和9年1月29日（金）以降の防除活動については、補助対象となりません。
- (5) 同一の区域で複数の団体が申請する際は、経費の重複計上がないか、こちらから事前に確認します。

5 問い合わせ先

福島県生活環境部 自然保護課 外来生物担当 亀井

TEL : 024-521-7210

Mail : yasei@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/gairaiboshuu.html>

